第3号様式(第11条関係)

宅地建物取引業者名簿等閲覧簿

閲	覧	ij	年	月	日				年	月		日				
ß	1	住			所											
覧		氏			名											
7	Š	職	業	• 勤	務先	1										
				商	号	又	は	名	称		免		許	番	号	
閲し	覧よ									鹿児	島県	知	事()第		号
うす	とる									鹿児	島県	知	事()第		号
宅建	地物									鹿児	島県	知	事()第		号
取業	引者									鹿児	島県	知	事()第		号
名等	簿									鹿児	島県	知	事()第		号
												大	臣()第		号

宅地建物取引業法施行細則(抜粋)

- 第11条 法第10条に規定する宅地建物取引業者名簿等の閲覧をしようとする者は、宅地建 物取引業者名簿等閲覧簿に所要事項を記入しなければならない。
- 2 閲覧時間は、午前9時から午後4時30分までとする。
- 3 閲覧所の休日は、鹿児島県の休日を定める条例(平成元年鹿児島県条例第37号)第1条第 1項各号に掲げる日とする。
- 4 閲覧は、係員の指示した場所でしなければならない。
- 5 閲覧者は、宅地建物取引業者名簿等を損傷し、又は抜き取り、取り替え、若しくは訂正してはならない。